

三重県起業支援事業に係る執行団体の業務について

1 業務内容

執行団体は、三重県起業支援事業の円滑な実施のため、以下の業務を行うこととします。

なお、(1)②、(2)については、効率的・効果的に実施するために必要な場合、民間事業者や商工団体等との連携や委託により実施することが可能であるものとします。

(1) 起業支援金の執行業務

① 起業支援金の交付要領の策定

執行団体は、起業支援金の交付に当たって、別紙2「起業支援金の交付について」に定めるほか、起業支援金の交付要領を定め、県の承認を受けなければなりません。交付要領には、以下の事項を定めるものとします。

- ア 交付対象要件の定義
- イ 交付申請
- ウ 交付申請の審査及び交付決定
- エ 申請の取下げ
- オ 事業変更の承認等
- カ 交付決定の取消等
- キ 支援金の額の確定及び支援金の支払い
- ク 報告及び調査等
- ケ 個人情報保護等の対応
- コ その他必要な事項

② 起業支援金の制度周知、公募、問い合わせへの対応

- ア 公募に係る制度説明会の実施
- イ 起業等を行う者を対象にした経営に関する知識やデジタル技術の習得・活用を目的としたセミナー等の開催
- ウ SNS等の活用による情報発信
- エ 首都圏等大都市圏での情報発信(県が主催する移住促進イベント等との連携を想定)
- オ 「みえスタートアップ支援プラットフォーム」等、県の取組と連携した情報発信

③ 申請事業計画の審査及び交付決定

執行団体は、本県における社会的事業の起業及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業を促進する観点から、以下により交付対象事業を決定しなければなりません。

- ア 上記交付要領に基づき、起業から公募期限までに交付申請を受け付けます。
- イ 執行団体が申請書類等の内容による1次審査を行ったのち、審査委員会による2

次審査(面接審査)を行ったうえで、補助対象事業を決定します。

- ウ 2次審査(面接審査)にあたっては、社会的事業に知見を有する外部有識者により構成する審査委員会を設置することとします。審査委員会の委員は県の承認を経て決定するものとし、実際に起業・事業経営を行った経験者及びデジタル技術に知見を有する者を各1名以上委員に加えることとします。

- ④起業者の事業実態の確認
- ⑤起業支援金の完了検査
- ⑥起業支援金の支払い(精算払い)
- ⑦交付決定事業者の事業化状況報告(5年間)
- ⑧交付決定事業者の財産管理の監督

(2) 起業者への伴走支援業務

- ①申請事業計画作成に関する相談対応(申請書の作成代行は不可)
- ②事業計画の内容に関する相談対応
- ③事業進捗状況の確認
- ④経理処理状況の管理・指導
- ⑤販路開拓等の支援
- ⑥交付決定事業者相互や起業等をする者とのネットワーク形成支援(既存のネットワーク・コミュニティとの連携による実施を可とします。)
- ⑦支援機関等とのネットワーク形成
- ⑧交付決定事業者や起業等を行う者への支援ニーズ調査及び個別支援の実施
- ⑨交付決定事業者のPR支援

2 業務実施スケジュール(想定)

執行団体は、以下の想定スケジュールをふまえ、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、県と協議のうえ、業務実施スケジュールを定めるものとします。

時期	実施内容
令和7年5月～6月	執行団体の公募
令和7年6月12日	審査委員会実施
令和7年6月中下旬	交付対象者決定、交付決定
令和7年7月頃	起業支援金の公募
令和8年2月	補助対象事業の完了検査、起業支援金の支払い(精算払い)
令和8年2月27日	補助事業完了、執行団体に対する完了検査及び額の確定

※起業支援金の公募については必要に応じて追加公募を行うものとする。

3 県の指導監督等

- (1) 県は、執行団体に対して、本事業の実施に関する指導監督を行います。

- (2) 執行団体は、起業支援金の交付決定にあたり、必要に応じて申請書等について申請者から意見を聴取するとともに、県に対して事前協議を行うものとします。
- (3) 県は、執行団体に対して、事前協議の際に、必要に応じて指導・助言を行います。
- (4) 執行団体は、事業の実施にあたり疑義が生じたとき、又は事業の実施に支障が生じたとき等は、県に対して速やかに報告・相談を行うものとします。
- (5) 県は、執行団体に対して、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導・助言を行います。
- (6) 執行団体は、本事業の実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼすような事情が生じたときは、県に対して速やかに報告・協議を行うものとします。

4 個人情報の保護

起業支援金の申請書類等により執行団体が取得した個人情報については、次の利用目的以外に利用してはなりません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)

- (1) 起業支援金の交付決定手続き及び交付決定後の伴走支援等のため。
- (2) 交付決定後の連絡、資料送付、効果分析等のため。
- (3) 申請者の情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形に加工したうえで、統計データとして利用するため。